

市第 206 号議案

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市立学校の授業料等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」の次に「横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び」を加える。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の設置に伴い、同校の入学選考手数料を徴収するため、横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校の授業料等に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ ）

（目的）

第 1 条 横浜市立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料、入学金及び入学選考手数料並びに横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び横浜市立南高等学校附属中学校（以下「中学校」という。）の入学選考手数料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項については、この条例の定めるところによる。